## 学校感染症による出席停止および治癒証明書について

学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条によって、本人の健康回復と他の感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。登校の際は、以下の点にご注意いただき、書類を担任へご提出ください。

- ① 感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。(0564-22-0274)
- ②感染症にかかったことを証明できる書類の提出

疾病が治癒し、医師から登校許可がありましたら、医療機関にて「治癒証明書」(下の用紙を切り取り、またはコピーして利用してください。)に証明を受け、担任へご提出ください。この様式以外の治癒証明書でも内容が同等であれば結構です。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合で医師の証明書(証明印)が得られない場合は、「インフルエンザ新型・コロナウイルス感染症治癒報告書」(下の用紙を切り取り、またはコピーして利用してください。)を保護者の方で記入の上、担任へご提出ください。なお、その際は、裏面にインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の罹患、および治療が確認できる診断書を必ず添付願います。

③提出時期

治癒後、最初の登校時が原則ですが、困難な場合は後日提出していただいても結構です。

## 【参考:感染症の種類と出席停止期間の基準】

|             | 感染症の種類   | 出席停止期間の基準  |
|-------------|--|--|
| 第<br>1<br>種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症侯群(病原体が  |  |
| 種感染症        | コロナウィルスであるものに限る)及び鳥インフルンザ(病原体がインフルンザウィルスA属インフルンザ A ウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)  | 治癒するまで。  |
|             | インフルエンザ(烏インフルエンザ(H5N1)及び<br>新型インフルエンザを除く。)   | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経<br>過するまで。             |
| 第2種感染症      | 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータ コロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)                   | 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一<br>日を経過するまで。              |
|             | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性<br>物質製剤による治療が終了するまで。     |
| 染           | 麻しん(はしか)   | 解熱した後3日を経過するまで。                                    |
| 症           | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)  | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日<br>を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 |
|             | 風しん  | 発しんが消失するまで。  |
|             | 水痘(みずぼうそう)   | すべての発しんが痂皮化するまで。                                   |
|             | 咽頭結膜熱(プール熱)  | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。                               |
|             | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎  | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。                 |
| 第3種感染症      | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、<br>その他の感染症(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など) | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。                 |

- \*第3種の「その他の感染症」については医師が、出席停止が必要と認める感染症となります。ノロウィルスによる感染性胃腸炎等も医師が認めれば対象となります。
- \*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなします。
- \*周囲への感染拡大を防ぐために必ず医師の指示に従ってください。 担当医殿

## 学校感染症治癒証明書(出席停止扱い願)

| 2 |                  |   |
|---|------------------|---|
| _ | 病  名             |   |
| 3 | 出席停止期間           |   |
|   |                  | 令和年月日より 令和年月日まで   |
|   |                  | 上記の疾病が治癒しましたので、登校を許可します。  |
|   | 令和年_             | 月日<br>医療機関名   |
|   |                  | 医 師 名   |
|   |                  | キ リ ト リ 線   |
|   | 間環境大学附属          | ンザ・新型コロナウイルス感染症治癒報告書(出席停止扱い願) 岡崎高等学校長 殿                                     |
| 1 | 生徒氏名             | 年 組 番   |
| 2 | 生 徒 氏 名 病 名      | 年 組 番   |
|   |                  | 年 組 番  インフルエンザ 型 ・ 新型コロナウイルス感染症 (※○をつけてください。インフルエンザの型が分かる場合は記入をしてください。)     |
| 2 |                  | インフルエンザ_型・新型コロナウイルス感染症<br>(※○をつけてください。インフルエンザの型が分かる場合は記入をしてください。)           |
| 2 | 病名               | インフルエンザ_型・新型コロナウイルス感染症<br>(※○をつけてください。インフルエンザの型が分かる場合は記入をしてください。)           |
| 2 | 病 名治療を受けた        | インフルエンザ_型・新型コロナウイルス感染症<br>(※○をつけてください。インフルエンザの型が分かる場合は記入をしてください。)           |
| 2 | 病 名治療を受けた 出席停止期間 | インフルエンザ型 ・ 新型コロナウイルス感染症<br>(※○をつけてください。インフルエンザの型が分かる場合は記入をしてください。)<br>医療機関名 |

\*医師の証明(印)が得られない場合は裏面にインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の罹患及び治療が確認できる診断書の添付をお願いします。